

1. 会長あいさつ
2. 町長あいさつ
3. 議事録署名委員の選任
4. 会議の公開及び議事録について
  - ・ 会議の原則公開について
  - ・ 議事録の調整及び町ホームページにおける議事録要約版の公表について
5. 審議事項
  - (1) 協議事項
    - ① 平成 21 年度国民健康保険事業特別会計決算状況及び同 22 年度予算執行状況について
    - ② 医療費の状況について
    - ③ 平成 21 年度の特定健診・特定保健指導の実施状況について
    - ④ 高齢者医療制度改革について
    - ⑤ 一部負担金の減免及び保険者徴収制度について
    - ⑥ 国民健康保険保健福祉総合センター（しまとびあスカイセンター）の用途変更について
    - ⑦ 前立腺がんの検診の特定健診との同時実施について
    - ⑧ 臓器移植意思表示の保険証への掲載について
    - ⑨ ジェネリック医薬品の利用推進について
    - ⑩ 保険税の賦課方式について（三方式の検討）一省略
  - (2) その他

1) 協議事項

① 平成21年度国民健康保険事業特別会計決算状況及び同22年度予算執行状況について

平成21年度の主な制度改正

ア 国保税介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ

医療分	47万円	→	47万円
後期分	12万円	→	12万円
介護分	9万円	→	<u>10万円</u>
計	68万円	→	<u>69万円</u>

イ 被保険者資格証明書の中学生までの適用不可 以上平成21年4月1日施行

ウ 出産育児一時金の4万円引き上げ及び直接支払制度の実施

- ・ 38万円（産科医療補償制度加算3万円含む）→42万円
- ・ 医療機関が出産者の合意により出産費用を国保連合会を通じて保険者に支払い請求する。→直接支払制度
- ・ 平成21年10月1日～平成23年3月31日までの時限適用

エ 高額介護合算療養費の支給開始 平成21年8月1日以降申請

オ 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の1割から2割への移行を1年間凍結延長。

カ 75歳到達月の高額療養費制度の自己負担限度額を2分の1に調調整。  
(H21. 1～)

キ 高額療養費特別支給金の支給（カの20年度分救済措置）平成21年9月17日規則制定

平成22年度の主な制度改正

ア 国保税介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ

医療分	47万円	→	<u>50万円</u>
後期分	12万円	→	<u>13万円</u>
介護分	10万円	→	10万円
計	69万円	→	<u>73万円</u>

平成22年4月1日施行

イ 診療報酬0.19%引き上げ改正 平成22年4月1日施行

ウ 資格証明書交付世帯にいる子供に対し、短期被保険者証を交付する措置の対象を高校生まで拡大 平成22年7月1日施行

エ 非自発的失業者の国民健康保険税について、失業時からその翌年度末までの間前年の給与所得を30/100として算定し負担軽減を図る。平成22年4月1日施行。

カ 国保財政基盤安定化3施策の平成25年度までの延長。

キ 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の2割への移行を1年間凍結延長。

ク 国保運営の都道府県単位化に向けた「山口県広域化支援方針の策定」

ケ 市町村が任意給付創設等をする場合の事前協議制廃止。

② 医療費の状況

一般分医療費の推移(平成18年～21年度)

区分		平成18年度	平成19年度	増減率	平成20年度	増減率	平成21年度	増減率
被保険者数(年度末)	人	5,367	5,246	-2.3%	6,737	28.4%	6,591	-2.2%
費用額	千円	1,761,144	1,840,963	4.5%	2,415,344	31.2%	2,556,298	5.8%
件数	件	67,368	68,094	1.1%	101,465	49.0%	103,467	2.0%
1人当たり費用額	円	328,143	350,927	6.9%	358,519	2.2%	387,847	8.2%
1件当たり費用額	円	26,142	27,036	3.4%	23,805	-12.0%	24,706	3.8%
診療費のうち入院費用	千円	852,033	910,362	6.8%	1,073,665	17.9%	1,136,964	5.9%
診療費のうち入院件数	件	2,424	2,349	-3.1%	2,762	17.6%	2,876	4.1%
1件当たり入院費用	円	351,499	387,553	10.3%	388,727	0.3%	395,328	1.7%
診療費のうち入院外費用	千円	543,188	556,433	2.4%	800,015	43.8%	835,499	4.4%
診療費のうち入院外件数	件	41,148	41,522	0.9%	60,323	45.3%	60,811	0.8%
1件当たり入院外費用	円	13,201	13,401	1.5%	13,262	-1.0%	13,739	3.6%

平成18年度税率改正(保険税 年度決算額に対し21.4%増)

平成20年度65歳以上の退職被保険者は一般被保険者に繰入

③ 平成 21 年度の特定健診・特定保健指導の実施状況について

⑦ 平成 21 年度 特定健診・特定保健指導実績結果総括表

項目		H21	H20	増減
全体的事項	特定健康診査対象者数（人）	5,337	5,360	▲23
	特定健康診査受診者数（人）	709	905	▲196
	うち他の健診データ提供者（人）	52	0	52
	健診受診率（％）	13.3	16.9	▲3.6
	計画目標値	30.0	20.0	
	評価対象者数（人）	713	905	▲192
内臓脂肪症候群に関する事項	内臓脂肪症候群該当者数（人）	83	141	▲58
	内臓脂肪症候群該当者割合（％）	11.6	15.6	▲4.0
	内臓脂肪症候群予備群者数（人）	86	123	▲37
	内臓脂肪症候群予備群者割合（％）	12.1	13.6	▲1.5
服薬中の者に関する事項	高血圧症の薬剤服用者の数（人）	124	237	▲113
	高血圧症の薬剤服用者の割合（％）	17.4	26.2	▲8.8
	脂質異常症の薬剤服用者の数（人）	110	205	▲95
	脂質異常症の薬剤服用者の割合（％）	15.4	22.7	▲7.3
	糖尿病の薬剤服用者の数（人）	12	30	▲18
	糖尿病の薬剤服用者の割合（％）	1.7	3.3	▲1.6
特定保健指導に関する事項	特定保健指導（積極的支援）の対象者数（人）	40	24	16
	特定保健指導（積極的支援）の対象者の割合（％）	5.6	2.7	2.9
	服薬中のため特定保健指導（積極的支援）の対象者から除外した者の数（人）	23	25	▲2
	特定保健指導（積極的支援）の利用者数（人）	16	8	8
	特定保健指導（積極的支援）の利用者の割合（％）	40.0	33.3	6.7
	特定保健指導（積極的支援）の終了者数（人）	10	4	6
	特定保健指導（積極的支援）の終了者の割合（％）	25.0	16.7	8.3
	特定保健指導（動機付け支援）の対象者数（人）	86	135	▲49
	特定保健指導（動機付け支援）の対象者の割合（％）	12.1	14.9	▲2.8
	服薬中のため特定保健指導（動機付け支援）の対象者から除外した者の数（人）	70	129	▲59
	特定保健指導（動機付け支援）の利用者数（人）	38	58	▲20
	特定保健指導（動機付け支援）の利用者の割合（％）	44.2	43.0	1.2
	特定保健指導（動機付け支援）の終了者数（人）	28	46	▲18
	特定保健指導（動機付け支援）の終了者の割合（％）	32.6	34.1	▲1.5
	特定保健指導の対象者数（小計）（人）	126	159	▲33
	特定保健指導の終了者数（小計）（人）	38	50	▲12
	特定保健指導の終了者（小計）の割合（％）	30.2	31.4	▲1.2
	計画目標値	30.0	25.0	

法定報告資料より

平成21年度県内の状況

保険者	健診受診率	県内順位	特定保健指導 終了者の割合	県内順位
周防大島町	13.3%	19/19	30.2%	3/19
柳井市	14.0%	18/19	21.1%	7/19
田布施町	30.2%	3/19	10.1%	16/19
平生町	20.9%	12/19	32.1%	2/19
上関町	23.6%	10/19	16.7%	12/19
県平均	21.0%	—	17.2%	—

国保連合会作成資料より

① 平成22年度特定健診等の実施状況について(途中経過)

・22年度の制度改善点

(ア)健診項目に心電図、血清アルブミン(肝臓機能検査)、血清クレアチニン(腎臓機能検査)、ヘモグロビンエーワンシー(糖尿病検査)を追加した。

(イ)6月から翌年3月までの実施期間とし、1カ月実施期間延長した。

(ウ)65歳未満の方を対象とした日曜健診を実施した。

・平成22年10月5日受付分(8月実施分)までの特定健診等の受診状況  
特定健診等の実施状況

区 分	受診券交 付枚数	10月5日受付分までの受診状況(人)				受診率%	
		基本のみ	基本+基本 チェック	基本+生活 機能検査	計	H22	H21
特定健診	5,693	160	209	41	410	7.2	4.9
後期健診	5,227	65	188	117	370	7.1	4.4
負担金免除	132	1		1	2	1.5	3.8
計	11,052	226	397	159	782	7.1	4.7

④ 高齢者医療制度改革について(省略)

⑤ 一部負担金の減免及び保険者徴収制度について

「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて  
の一部改正について」により地方自治法による技術的助言がなされた。

制度の概略 \_\_\_\_\_：今回改正部分

1. 国民健康保険法第44条第1項及び第3項の規定による一部負担金の取扱い。

世帯主が、災害による損害を受けた場合や失業等により収入が減少した場合

・ 一部負担金の徴収猶予

世帯主の申請により、6ヶ月以内の期間に限って、保険者が保険医療機関に代わって徴収しその支払いを猶予する。

・ 一部負担金の減免

世帯主の申請により、一部負担金の減額及び免除することができる。収入の減少について次のいずれにも該当する世帯を対象とする。

① 入院療養の被保険者が属する世帯

② 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入は生活保護法に定める保護のための保護金品に相当する合算額以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下である世帯

2. 保険医療機関等の一部負担金の取扱

保険医療機関が、法第42条第2項の規定による保険者の処分を請求するときは次の要件を満たした時に請求できる。

当該保険医療機関の開設者が、善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払いを受けることの証明することが必要である。

① 療養終了後、少なくとも1カ月に1回、電話等で支払いを催促し記録に残していること。

② 療養終了後から3か月以内及び6カ月経過後に内容証明郵便で督促状を送付していること。

③ 療養終了後から6カ月経過後少なくとも1回以上被保険者宅を訪問し支払催促し記録に残していること。

④ 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるか、又は被保険者の世帯が保険税の滞納処分を実施する状態にあること。

今回示した減免基準を満たす減免額の2分の1は特別調整交付金で補てんされる。

⑥ 国民健康保険保健福祉総合センター（しまとびあスカイセンター）の用途変更について

理由：大島病院の改築により、施設内の訪問看護ステーションが大島病院内に移転されることとなっており、従来の保健福祉総合センターとしての機能が充足されない為、当該用途を廃止し、一般の集会施設として利用したい。なお、保健福祉総合センターとしての国庫財政調整補助金（運営補助金）はすでに今年度から適用されていない。

⑦ 前立腺がん検診と特定健診の同時実施について

平成23年度から、前立腺がん検診（PSA検診）の助成制度を立ち上げ、特定健診との同時実施を推進し特定健診の受診率向上も図りたい。

担を伴わない。また、経費も比較的低廉な費用で実施可能。

⑧臓器移植意思表示の保険証への掲載について

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」に従い、来年度より被保険者証に意思表示ができるようにしたい。

⑨ジェネリック医薬品の利用促進について

「国民健康保険における後発薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について（平成21年1月20日付け厚生労働省国民健康保険通知）」にしたがい、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布したい。